

平成27年第1回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成27年3月18日提出

## 目 次

報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解について	1
報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解について	3

報告第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月18日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月10日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故及び人身事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成27年2月12日（木）午後3時55分頃、大府病院駐車場において、職員が駐車していた公用車を後進させたところ、進行方向の左側から直進してきた乙が運転する自動二輪車と接触した。その際、当該二輪車が転倒し、当該二輪車のミラー等に損傷を与え、乙が左脛<sup>すね</sup>を負傷した。

2 相手方の住所及び氏名

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*

3 損害賠償の額

(1) 物損事故

62,724円

	甲（東浦町）	乙（****）
損害額	129,535円	69,693円
過失割合	90%	10%
賠償額	62,724円	12,954円

(2) 人身事故

43,920円

	甲（東浦町）	乙（****）
損害額	0円	43,920円
過失割合	100%	0%
賠償額	43,920円	0円

4 和解の内容

甲は乙に対して、双方の賠償額を相殺した93,690円を支払うこととする。

報告第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月18日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月3日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について  
道路の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成25年12月19日（木）午前11時15分頃、乙が車で町道生路106号線を西から東へ走行し、町道石浜327号線との交差点を左折しようとしたところ、当該車両の左前輪が、甲が管理する道路の路肩の陥没部分に落下し、当該車両のバンパー等に損傷を与えた。

2 相手方の住所及び氏名

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*

3 損害賠償の額

90,882円

	甲（東浦町）	乙（****）
損 害 額	0円	178,200円
過 失 割 合	51%	49%
賠 償 額	90,882円	0円

4 和解の内容

甲は乙に対して、90,882円を支払うこととする。